

島根原子力発電所 3号機 新規制基準に係る適合性申請に伴う意見提出の流れ

平成30年5月22日（火）に、中国電力株式会社は出雲市に対して、島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請を行いたい旨について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」[参考資料1](#)に基づき、報告がありました。

今後、市は同社に対し、協定に基づき、意見を述べる考えです。

また、「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」[参考資料2](#)に基づき、島根県から意見照会がある予定ですので、これに回答します。

市の意見については、出雲市議会、出雲市原子力安全顧問会議及び出雲市原子力発電所環境安全対策協議会から意見をいただき、それらを総合的に判断して中国電力及び島根県に回答します。

○申請に係る報告後の経過

期 日	内 容
平成30年5月22日	中国電力から、安全協定に基づき「島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請」に係る報告
平成30年5月23日	中国電力による関係自治体向け説明会 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力）
平成30年6月 1日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力）
平成30年6月 7日	島根原子力発電所視察（藤河副市長、出雲市議会）
平成30年6月 8日	出雲市原子力安全顧問会議 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力）

○今後の流れ

期 日	内 容
平成30年6月11日	出雲市議会 全員協議会 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力）
平成30年6月18日	中国電力による住民説明会 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力）
調整中	出雲市議会 総務委員会原子力発電・エネルギー政策調査特別委員会 合同協議会 ・中国電力及び島根県へ提出する意見の説明
	出雲市議会 全員協議会 ・中国電力及び島根県へ提出する意見の説明
	市が中国電力に対して、協定に基づく意見提出
	島根県が市に対して、覚書に基づく意見照会
	市から島根県に対して、覚書に基づく意見回答

参考資料 1

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第5条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べることができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成29年2月10日

甲 出雲市
乙 安来市
丙 雲南市
丁 中国電力株式会社

参考資料 2

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成 25 年 10 月 29 日

甲 島根県
乙 出雲市
安来市
雲南市